

「手形・小切手廃止時代の融資実務と 取引先企業対応講座」

追補資料

本資料は、特に断らない限り、2026年7月時点における情報等に基づいて記述されています。



一般社団法人 金融財政事情研究会

本講座の執筆時点では、手形・小切手の交換制度の廃止と歩調を合わせる形で、融資実務における手形貸付も事実上廃止あるいは新規取扱いが全面的に停止される可能性が極めて高いとされてきました。しかし、その後の実務的議論を経て、協同組織金融機関を中心に手形貸付を存続する動きがみえてきました（もちろん、手形貸付を廃止し証書貸付等への切り替えを進めている金融機関も多くあります）。

こうした対応の推移を踏まえ、関連箇所に関しては以下の内容で追補いたします。

1. 手形の廃止に伴う「手形貸付」への影響（関連箇所：テキスト 60 頁）

企業間決済に利用される紙の約束手形は廃止されます。ただし、実務上は、銀行融資の形態としての手形貸付は借入契約の方法の一つであり、法的に直ちに廃止されるものではありません。

2. 手形の廃止に伴う「証書貸付」への影響（関連箇所：テキスト 62 頁）

手形貸付の実務上の移行に伴い、短期資金調達の基本形は証書貸付へシフトすることが予想されます。

3. 建設業の資金需要（関連箇所：テキスト 77 頁）

建設業の一般的な運転資金需要は、「材料仕入、資材購入、外注費支払い、工事代金回収までの下請費用、立替資金」などがあります。これらの工事代金の入金は出来高払いや完成後一括払いが多く、入金までの間、つなぎ資金が発生します。これらの資金については工事の内容、支払条件などをしっかりと把握することが大切です。

2026 年 7 月現在はその工事資金回収を引当に手形貸付で調達していますが、手形廃止後に新規の手形貸付を取り扱わない金融機関の個別の工事つなぎ資金は、期日一括返済型証書貸付または専用当座貸越で、返済期間は 6 カ月～1 年程度など、工期・入金予定に合わせて対応することになります。

4. 融資ニーズの変化（関連箇所：テキスト 82 頁）

融資手法の見直しとして、でんさいを活用しない場合、新規の手形貸付を取り扱わない金融機関が増えると、元請は手形で資金繰りを調整できなくなるため、手形貸付に近い形で利用できる期日一括返済型証書貸付、工事入金と返済をマッチさせやすい専用当座貸越、資金が必要なときに借りて、資金余剰があるときは入金することで返済できる「一般当座貸越」、元請けが発注者から受け取る売掛金・工事出来高債権など工事代金債権を担保に資金調達する「ABL」、事前に一定枠を確保でき、急な資金需要に対応できる「コミットメントライン」の活用ニーズの増加が予想されます。

以上